

【件名】【新型コロナウイルス】韓国からの入国制限措置の開始，イタリアからの到着時検査の強化等

【ポイント】

- 3月5日，豪州政府は，本日またはそれ以降に韓国にいる外国人（豪州永住者を除く）が，韓国を出国あるいはトランジットしてから14日間，豪州に入国することを認めない旨発表しました。
- イタリアからの到着時に，医療スクリーニング及び検温措置が強化されます。
- 中国本土，イランに関する現在の入国制限は，今後も継続されます。
- 在留邦人の皆様，豪州に滞在する方，これから渡航を予定されている方は，関係機関の情報にご注意願います。

【本文】

1 豪州における状況

豪州において新型コロナウイルスの症例は，現在52名（2名死亡を含む）が確認され，NSW州22名，QLD州8名，VIC州6名，SA州4名，TAS州1名，NT1名，ダイヤモンド・プリンセス関連10名（3月5日9時00分）となっています。

2 韓国渡航歴のある外国人入国制限措置

3月5日，豪州政府は，本日またはそれ以降に韓国にいる外国人（豪州永住者を除く）が韓国を離れあるいはトランジットしてから14日間，豪州に入国することを認めないとしました。

豪州人，豪州永住者及びその家族（配偶者，法的後見人及び扶養家族のみ）は，引き続き韓国からの入国が認められますが，韓国を離れてから14日間は，自宅待機隔離することを求められています。

禁止措置に拘わらず豪州に到着し，且つ出発地に戻ることを拒否する外国人は，義務的な検疫措置の対象となりますので，ご注意ください。

○豪州政府の発表（メディアリリース）

<https://www.pm.gov.au/media/update-novel-coronavirus-covid-19-australia-0>

3 豪州から韓国への渡航に関する注意喚起

豪州外務貿易省は，韓国の渡航勧告のレベルを上げて「旅行の必要性を再検討する」（レベル3）へ「高度な注意を払う」（レベル2）から引き上げます。

○豪州外務貿易省の渡航情報（Smartraveller）（韓国）

<https://www.smartraveller.gov.au/destinations/asia/south-korea-republic-korea>

4 イタリアからの到着時における空港検査の強化

イタリアからの到着時に、医療スクリーニング及び検温措置が強化されます。

5 中国本土、イランの渡航歴のある外国人入国制限措置の継続

豪州政府は、中国本土及びイランに関する現在の入国制限措置を今後も継続します。

【参考となるサイト】

○豪州保健省の新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

○豪州内務省の新型コロナウイルスに関する入国規制措置

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-media/current-alerts/novel-coronavirus>

○豪州外務貿易省の中国への渡航情報

<https://www.smartraveller.gov.au/destinations/asia/china>

○豪州外務貿易省のイランへの渡航情報

<https://www.smartraveller.gov.au/search?search=iran>

○豪州外務貿易省のイタリアへの渡航情報

<https://www.smartraveller.gov.au/search?search=italy>

○NSW州保健省の新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/diseases/Pages/coronavirus.aspx>

○日本国外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○日本国厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○首相官邸ホームページ

（新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～）

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : [http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>